

日医MPI行政情報

http://www.nichiiko.co.jp/mps/mps_m.html

20分でわかる「9月16日の社保審」

—第45回社会保障審議会医療保険部会—

2012年度診療報酬改定予想「保険薬局薬剤師」編

株式会社日医工医業経営研究所（日医MPI）

資料作成：長岡俊広〔(社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828〕



資料No.230922-232



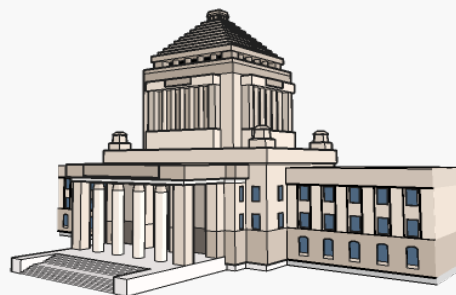
株式会社日医工医業経営研究所

診療報酬改定のステップ！



社会保障審議会の
医療保険部会

基本方針を決定
(12月上旬)



内閣

改定率を決定
(12月まで)



中医協

具体的な点数を決定
(2月ごろ)

9月16日 第45回社会保障審議会医療保険部会 議題内容

1. 次回の診療報酬改定に向けた検討について
2. 社会保障・税一体改革成案における高額療養費の見直し等のセーフティネット機能の強化、給付の重点化について
3. その他

次回診療報酬改定
基本方針の検討項目

次期改定に向けた背景及び論点

大項目	中項目	具体的事項
前回改定時の4つの視点	・医療機関の機能分化, ・質が高く効率的な医療	病院機能に合わせた入院医療の評価,慢性期医療,医療従事者の負担軽減
	・患者の視点	
	・充実が求められる領域	精神疾患救急患者,認知症,がん,歯科,医薬品等のイノベーション評価
	・効率化余地のある分野	後発品,医薬品の市場実勢価
診療報酬と介護報酬の同時改定	・医療介護の機能分化の推進等 これがポイント!	在宅薬剤管理、早期在宅への移行,宅歯科,維持期の医療介護の円滑な連携,介護施設の医療提供
社会保障と税の一体改革案	・一般病床の再編	高度急性期,一般急性期,亜急性期等
東日本大震災	・カルテの取扱 ・被災地の特例加算創設	患者負担軽減と医療機関の収益アップのジレンマ

各介護施設における薬剤管理指導

「薬剤師の配置基準と保険薬局の訪問可能施設」

施設の種類	① 介護老人 保健施設	② 特別養護 老人ホーム (老人福祉施設)	③ 養護老人 ホーム	④ 軽費老人 ホーム (ケアハウス)	⑤ 有料老人 ホーム	⑥ 適合高齢者 専用賃貸住宅	⑦ 認知症対応型 共同生活介護
根拠法	介護保険法 第8条	老人福祉法 第20条の5	老人福祉法 第20条の4	老人福祉法 第20条の6	老人福祉法 第29条	高齢者の居住の 安定確保に関する法律 第4条	老人福祉法 第5条の2 介護保険法 第8条
配置基準	医師○ 薬剤師○	医師○ 薬剤師×	医師○ 薬剤師×	医師× 薬剤師×	医師× 薬剤師×	医師× 薬剤師×	医師× 薬剤師×
在宅患者訪問 薬剤管理指導 (医療保険)	×	×※1 (○)※2	×※1	○※3,4 要介護者等＝ 介護保険適用	○※3,4 要介護者等＝ 介護保険適用	○※3,4 要介護者等＝ 介護保険適用	×※4 (要介護者等 を対象として いるため、介 護保険適用)
居宅療養 管理指導費 (介護保険)	×	×	○	その他＝ 医療保険適応	その他＝ 医療保険適応	その他＝ 医療保険適応	○

ここが問題！
介護施設での薬剤師の仕事の場が少ない

第45回社会保障審議会医療保険部会 参考資料 より

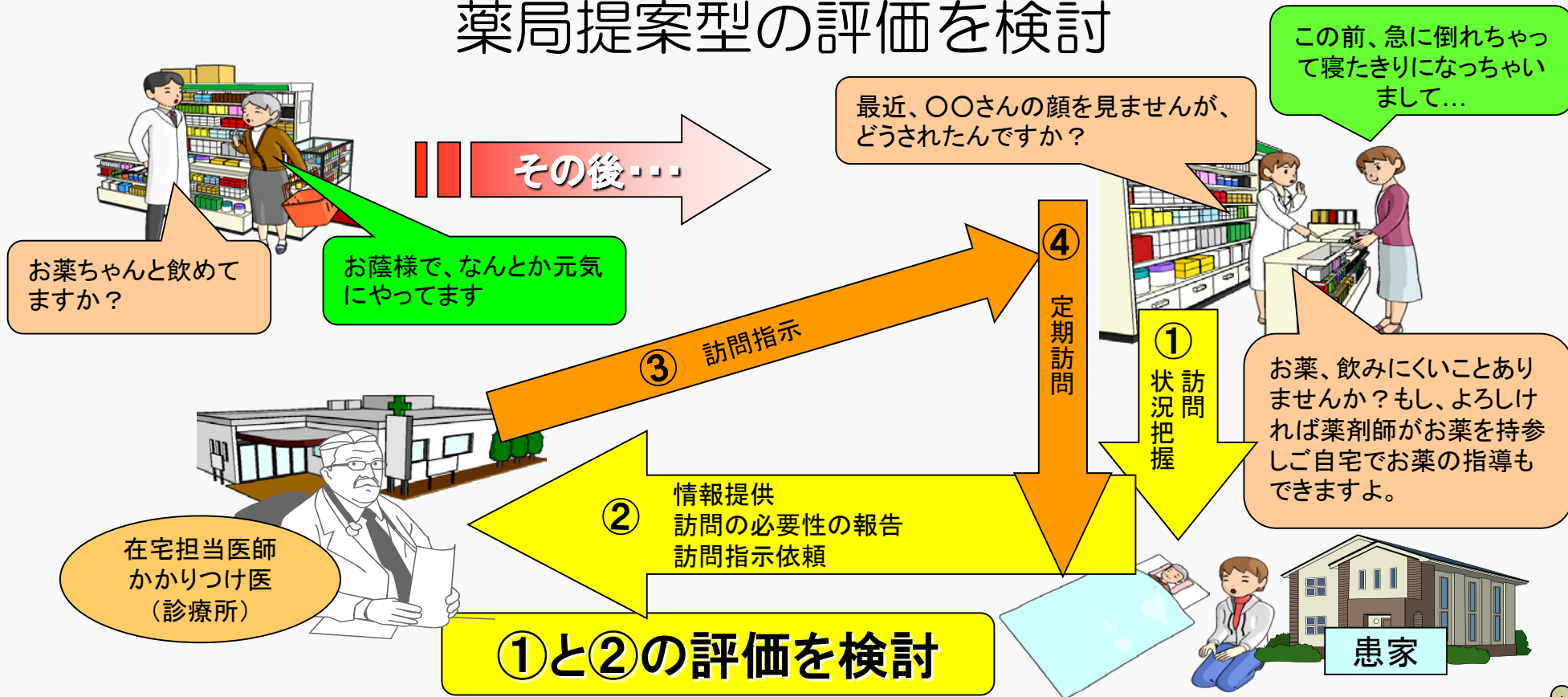
※1特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて

※2末期の悪性腫瘍の患者には、医療保険で在宅患者訪問薬剤管理指導料等の訪問薬剤管理指導が算定可

※3軽費老人ホームA型の場合には医師の配置が必要となるため在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できない

※4④⑤⑥⑦いずれの施設においても、居宅療養管理指導費とともに、医療保険における在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料(及び麻薬指導加算)」「在宅患者緊急時等共同指導料(及び麻薬管理指導加算)」は算定可能

在宅における薬剤管理指導 薬局提案型の評価を検討



在宅に関しては、調剤薬局・薬剤師は医師の指示がない限り、診療報酬上では評価されていない。この薬局提案型が評価されると、薬剤師が積極的に在宅に介入できるようになる。また介護施設の薬剤管理指導の充実なども協議されている。

医療保険部会の基本方針では、調剤薬局にかかわる項目として、

- ・在宅における薬剤管理指導
- ・後発医薬品の使用促進

が上げられており、前回に引き続きこの項目が大きな改定のテーマになることが予想される。